

公募型プロポーザル公告

次のとおりプロポーザルに付します。

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件 名 高知工科大学大学案内 2028 制作等委託業務
番 号 高大企 26-003

(2) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 6 月 11 日（金）まで
（原則、令和 12 年 6 月 11 日（火）までの契約を想定）

2 参加資格

- (1) 過去 8 年以内に国公立大学（4 年制）の大学案内制作等に関する実績を有する者であること。前述の実績を有しない場合、国や地方自治体、公的機関で同程度の広報誌の制作実績を有すること。
- (2) 高知県公立大学法人契約事務取扱規程第 3 条に規定する次の事項に該当する者は、参加する資格を有さない。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の者の使用人として使用した者
- (3) 国の各省庁の全調達機関において有効な統一資格（四国地域）又は高知県における競争入札参加資格を得た者であること。前述の資格を有していない者は、本件と類する国公立大学もしくは国や地方自治体での業務実績を有しており、それを証明できる者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本業務を遂行できる経験・技能を有するスタッフを有し、データ管理等のセキュリティ体制が整っていること。また、本業務の一部を再委託する場合は業務を統括する体制が整っていること。
- (6) この公告の日から提案書提出期限の日までの間に、国又は地方公共団体から取

引停止の措置を受けていない者であること。

3 実施要領等の交付等に関する事項

(1) 契約条項を示す場所、プロポーザルに係る書類の交付場所及び問合せ先

〒782-8502

高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185

高知県公立大学法人 高知工科大学 香美キャンパス 事務局

入試広報部 入試課 石川、清水

電話番号 0887-53-1110

メールアドレス：query@ml (エムエル) .kochi-tech.ac.jp

(2) 交付方法と期間

電子メールにて交付する。

受付・交付期間は令和8年10月5日(月)～令和8年10月13日(火)

9時00分～17時00分(土日祝日を除く)とする。

競争参加者は、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレスを記載し、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)または高知県の競争入札参加資格決定通知書の写し(PDF)を添付のうえ、(1)のメールアドレスへ連絡すること。前述のいずれの通知書も有していない場合は、本件と類する国公立大学もしくは国や地方自治体での業務実績を証明する資料を添付すること。なお、メール送信後、担当者へ電話で連絡を行うこと。

4 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書(実施要領-様式2)を提出すること。持参又は郵送(書留郵便等追跡可能な方法に限る)で提出すること。

提出期限

令和8年10月22日(木) 17時00分必着

5 提出書類の取り扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写する(大学内及び審査会での使用に限る)。

(3) 提出期限後における提出書類の変更、差替は認めない。

(4) 追加資料の提出等の要請をした場合は、速やかに対応すること。また、応募書類に疑義がある場合は、応募者に照会することがある。

(5) 提出された提案書は、高知県公立大学法人が管理する公文書の開示等に関する規程に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する

と認められる情報は非開示となる。

高知県公立大学法人が管理する公文書の開示等に関する規程

<https://www.kppuc.ac.jp/regulations/rule/41.html>

契約者以外の事業者から提案された内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

6 参加辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、提案書提出期限までに参加辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県公立大学法人との契約について不利益な取り扱いをするものではない。

7 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書を審査するプロポーザル審査会を開催する。審査会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することは確約しない。選定後には、候補者と本学は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件等の協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進める。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて本学と交渉を行う。

令和8年10月5日

契約責任者

高知県公立大学法人

理事長 伊藤 博明